

居宅介護支援重要事項説明書

1 指定居宅介護支援サービスを提供する事業者について

法人名称	医療法人 誠励会
代表者職・氏名	理事長 佐川 優
法人所在地	福島県石川郡平田村大字上蓬田字清水内 4
電話番号	0247-55-3333
法人設立年月日	平成 5 年 3 月 10 日

事業者名称	居宅介護支援事業所 よつば
住所地	福島県田村郡三春町八島台 7 丁目 5-17
介護保険指定番号	0773100169
創立年月日	平成 12 年 4 月 1 日
サービス提供地域	田村郡、田村市、本宮市、二本松市、郡山市
電話番号	0247-61-2033 ※不在時は、携帯電話へ転送となります。
FAX 番号	0247-61-2034
事業所窓口の営業日 及び営業時間	月曜日～金曜日 9:00～18:00 土曜日 9:00～13:00 ※日曜日・祝日及び 8 月 15 日、12 月 30 日～1 月 3 日は休日となります。
24 時間連絡体制	固定電話から当該事業所の携帯電話へ転送され、必要に応じて相談に対応しています。携帯電話の担当は、介護支援専門員の輪番制となります。
管理者氏名	桜井 明美
職員体制・人員数	管理者 1 名 介護支援専門員 1 名以上 介護支援専門員 1 人あたりの担当人数は 45 名未満とします。

事業の目的	利用者の意思及び人格を尊重した上で、利用者の状態に応じた適正な居宅介護支援を提供することにより、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とします。
運営の方針	① 利用者の心身の状況や環境等に応じて、利用者自らの選択に基づいた適切な保健医療・福祉サービスが、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮します。 ② 常に利用者の立場に立って、提供される指定居宅サービス等が特定の事業者に不当に偏することのないよう努めます。 ③ 市町村や地域包括支援センター、他の居宅介護支援事業者等との連携に努めます。

2 事業者の目的及び運営の方針

3 職務内容

管理者	① 事業者の使用する者（以下「従業者」という。）及び業務の管理を、一元的に行います。 ② 従業者に法令等の規定を遵守させるために、必要な指揮命令を行います。
介護支援専門員	① 居宅サービス計画の作成に関する業務を行います。 ② サービスの提供方法等について、利用者やその家族が理解しやすいよう丁寧に説明します。 ③ 利用者の有する能力やその置かれている環境等を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で、解決すべき課題を把握します（アセスメント）。 ④ アセスメントにあたっては、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族と面接して行います。 ⑤ サービス担当者会議を開催し、指定居宅サービス事業者等の担当者と情報を共有し、各担当者より専門的な見地からの意見を求めます。 ⑥ 特段の事情がない限り、少なくとも1月に1回は利用者の居宅を訪問して利用者に面接し、居宅サービス計画の実施状況の把握（モニタリング）に努めます。 ただし、以下の要件を設けた上で、テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用したモニタリングを可能とします。 ア 利用者の同意を得ること イ サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治医、担当者その他の関係者の合意を得ていること 1 利用者の状態が安定していること 2 利用者がテレビ電話装置等を介して意思疎通ができること（家族のサポートがある場合も含む） 3 テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは収集できない情報について、他のサービス事業所との連携により情報を収集すること ウ 少なくとも2月に1回は利用者の居宅を訪問すること ⑦ 必要に応じて、居宅サービス計画の変更や指定居宅サービス事業者等との調整、その他の便宜の提供を行います。

4 居宅介護支援の内容、利用料及びその他の費用について

居宅介護支援の内容	提供方法	介護保険 適用有無	利用料 (月額)	利用者負担額 (介護保険適用の場合)
①居宅サービス計画の作成	別紙 1 に掲げる「居宅介護支援業務の実施方法等について」を参照願います。	左の①～⑦の内容は、居宅介護支援の一連業務として、介護保険の対象となるものです。	別紙 2 のとおりです。	介護保険適用となる場合には、利用料を支払う必要はありません。(全額介護保険より負担されます。)
②居宅サービス事業者等との連絡調整				
③サービス提供実施状況の把握、評価				
④利用者状況の把握				
⑤給付管理				
⑥要介護認定申請に対する協力、援助				
⑦相談業務				

※保険料の滞納等により法定代理受領ができない場合は、全額個人負担となります。その際は、サービス提供証明書を発行します。発行されたサービス提供証明書を市町村に提出すると、払い戻しが受けられます。

5 居宅介護支援の提供にあたっての留意事項について

- (1) 居宅介護支援提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容（被保険者資格、要介護認定の有無及び介護認定の有効期間）を確認させていただきます。住所などに変更があった場合は、速やかに事業者にお知らせください。
- (2) 利用者が要介護認定を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう、必要な援助を行います。また、要介護認定の更新の申請が、遅くとも利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する 30 日前にはなされるよう、必要な援助を行います。
- (3) 利用者は、介護支援専門員に対して複数の指定居宅サービス事業者等の紹介を求めることや、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由について、説明を求めることができますので、必要があれば遠慮なく申し出てください。
- (4) 病院等に入院しなければならない場合には、退院後の在宅生活への円滑な移行を支援等するため、早期に病院等と情報共有や連携をする必要がありますので、病院等に担当する介護支援専門員の名前や連絡先を伝えてください。
- (5) 事業者の居宅サービス計画における訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況については、別紙 3 のとおりです。

6 虐待の防止について

事業者は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり、必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する責任者を選定します。
- (2) 成年後見制度の利用を支援します。
- (3) 苦情解決体制を整備します。
- (4) 従業者に対して、虐待防止を啓発・普及するための研修を実施します。
- (5) 従業者又は指定居宅サービス事業者等または養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待が疑われる場合には、速やかにこれを市町村に通報します。

虐待防止に関する責任者	管理者 桜井 明美
-------------	-----------

7 身体的拘束等について

- (1) 事業者は、利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行いません。
- (2) 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

8 秘密の保持と個人情報の保護について

利用者及びその家族に関する秘密の保持について	① 事業者は、利用者の個人情報について、「個人情報の保護に関する法律」、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」及び「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。 ② 事業者及び従業者は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を、正当な理由なく第三者に漏らしません。 ③ また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。 ④ 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとします。
個人情報の保護について	① 事業者は、利用者及び家族から予め文書で同意を得ない限り、

	サービス担当者会議や地域ケア会議等において、利用者の個人情報を用いません。 ② 事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、細心の注意をもって管理し、また、処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。 ③ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正・追加または削除を求められた場合は、遅延なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。
--	---

9 事故発生時の対応について

利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行います。

家族氏名（続柄）		連絡先	
家族氏名（続柄）		連絡先	
市町村（保険者）		連絡先	

※本重要事項説明書の内容をすべて説明し、サービス提供に関して同意を得た段階（契約の締結の合意が行われたとき）で、利用者を確認しながら記載します。

10 身分証携行義務

介護支援専門員は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者及び利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

11 サービス提供に関する相談・苦情について

(1) 苦情処理の体制及び手順

① 利用者または家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。

② 苦情があった場合、苦情相談担当者はしっかりと話を聞き、場合によっては自宅へ伺うなど、状況

の把握や事実確認に努めます。

③ 苦情相談担当者は、利用者または家族の立場に立った適切な対処方法を速やかに検討します。

④ 検討内容については、適宜連絡いたします。また、最終的な対処方法などは必ず利用者または家

族へ報告します。

⑤ 苦情または相談内容については真摯に受け止め、個人情報の取り扱いに十分配慮した上で、再発

防止策や今後のサービス向上のための取り組みを、従業者全員で検討します。

(2) 苦情申立の窓口

事業者の相談窓口	所在地	福島県田村郡三春町八島台 7 丁目 5-17
	電 話	0247-61-2033
	F A X	0247-61-2034
	受付・解決責任者	管理者 桜井 明美

12 当法人の概要

名 称 ・ 法 人 種 別 医療法人 誠励会

代表者役職・氏名 理 事 長 佐 川 優

法 人 所 在 地 福島県石川郡平田村大字上蓬田字清水内 4

定款の目的に定めた事業

1. ひらた中央病院

2. ひらた中央病院附属中島医院

3. グループホーム芝桜

4. 介護老人保健施設ひらたリハビリテーション・ケアセンター

5. 介護老人保健施設サテライト大久田リハビリテーション・ケアセンター

6. 医療併設型介護老人保健施設いしかわりハビリテーション・ケアセンター

7. 住宅型有料老人ホーム芝桜

8. 居宅介護支援事業所よつば

9. 居宅介護支援事業所ポプラ

10. 居宅介護支援事業所よつば・ひらた

1 1. 訪問看護ステーションひらた

1 2. 三春デイサービス機能訓練センター

1 3. 誠励会 デイサービスセンターひらた

1 4. 誠励会 デイサービスセンターいしかわ

各市町村介護保険課	電話番号	各市町村介護保険課	電話番号
三春町 保険福祉課介護保険グループ	0247-62-3166	郡山市 介護保険課	024-924-3021
田村市 高齢福祉課	0247-82-1115	二本松市高齢福祉課福祉部	0243-55-5115
本宮市えぽか生活福祉課 介護保険係	0243-63-2780	福島県国民健康保険団体連合会 介護福祉課	024-528-0040

居宅介護支援重要事項説明を証するため、本書 2 通を作成し、利用者・事業者が署名押印の上、1 通ずつ保有するものとします。

居宅介護支援の提供開始に当たり、利用者に対して本書面に基づいて、重要事項の説明をしました。

令和 年 月 日

【事 業 者】

指定都道府県 福 島 県

指 定 番 号 0773100169

所 在 地 福島県田村郡三春町八島台 7 丁目 5-17

名 称 居宅介護支援事業所よつば 印

説 明 者 介護支援専門員 _____ 印

私は、本書面により、事業者から居宅介護支援についての重要な事項の説明を受けました。

令和 年 月 日

【利 用 者】

住 所 _____

氏 名 _____ 印

【家 族 または 代 理 人】

住 所 _____

氏 名 _____ 印

続 柄 _____